

HT-209-3

大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定の
新規制基準対応に係る記載の方針について

令和 2 年 8 月 28 日

日本原子力研究開発機構 大洗研究所

高温ガス炉研究開発センター

高温工学試験研究炉部

1. 概要

新規制基準に係る原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)について、HTTRの原子炉設置許可変更許可(新規制基準適合性に係る申請)の内容を反映するための変更方針を示すものである。

なお、原子力機構内の他拠点の審査状況並びに新検査制度に係る保安規定申請の審査状況も踏まえ、情報共有を図りつつ、必要に応じて横並びを図る。

2. 変更方針の内容

保安規定(第6編 HTTR編)についての主な変更の方針を以下に示す。詳細は、別紙に示す。

第1編～第5編については、後日説明予定。

保安規定(第6編)の構成	主な変更内容
第1章 通則	○多量の放射性物質等を放出する事故等の非常事態対応要員の確保について追加 ○火災、内部溢水及び自然災害等(地震、火山及び竜巻)発生時の体制の整備(要員の配置、教育訓練、資機材の配備、手順書の整備等)について追加 ○多量の放射性物質等を放出する事故等の体制の整備(要員の配置、教育訓練、資機材の配備、手順書の整備等)について追加
第2章 運転管理	—
第3章 保守管理	○避難用照明、通信機器、可搬型資機材等の維持管理について追加 ○防火帯の維持管理について追加
第4章 燃料棒及び燃料体の管理	○多量の放射性物質等を放出する事故等の評価条件となる使用済燃料の貯蔵の制限について追加
第5章 異常時の措置	○有毒ガス発生時の措置について追加 ○地震時の措置に加え、火災発生時の措置を追加 ○竜巻及び火山発生時の措置、全交流動力電源喪失時の措置を追加 ○多量の放射性物質等を放出する事故等の拡大防止措置を追加
第6章 放射線管理	—
図表	○表、管理する器材及び資機材の追加 ○表、使用済貯蔵建家に係る使用済燃料体の貯蔵制限量の追加 ○表、多量の放射性物質等の放出する事故及び判断基準の追加 ○図、廃棄物の仕掛品の保管場所を削除し、保管廃棄施設を明示 ○図、防火帯等の設置図を追加

第6編 HTTRの管理

第1章 通則

第1条 ～第2条（変更なし）

（要員等の配置）

第3条HTTR運転管理課長は、次の各号に掲げる場合は、要員を中央制御室に配置する。

- (1) 第19条の定めにより制御棒を炉心から取り出す場合及び炉心に挿入する場合
 - (2) 第46条で定める燃料交換計画により燃料体を交換する場合
 - (3) 第30条の定めにより運転開始前の措置を行う場合
 - (4) 原子炉の運転を開始してから第34条の定めにより運転停止後の措置が終了するまで2 HTTR運転管理課長は、前項第1号及び第2号に該当する場合は2名以上の監視要員、
前項第3号及び第4号に該当する場合は2名以上の運転要員を配置する。
- 3 本体施設の運転を行う運転要員は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間でHTTRに係る運転及び保守の実務研修を受ける。

区分	実務研修
(1) 他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間を超える者	3月間以上
(2) 大型施設の設計、建設又は試験運転の実務経験が1年間を超える者	
(3) 新入職員、運転及び保守の実務経験のない者又は他の原子炉施設で運転要員としての実務経験が6月間未満の者	1年間以上

4 前項の表の各号に区分される運転要員は、前項の実務研修の他にHTTR原子炉施設の原子炉設置変更許可申請書、原子炉施設保安規定、本体施設等の運転管理及び保守管理並びに異常時の措置に係る教育研修を合計20時間以上受ける。

5 第1編第5条の3第2項に定めるHTTR原子炉運転班長代理（以下この編において「原子炉運転班長代理」という。）は、第3項の運転要員としての実務経験が1年間を超えた者又は他の原子炉施設で運転班長代理としての実務経験が1年間を超え、HTTRでの運転要員としての実務経験が3月間を超えた者とする。

6 第1編第5条の3第1項に定めるHTTR原子炉運転班長（以下この編において「原子炉運転班長」という。）は、前項の原子炉運転班長代理としての実務経験が1年間を超えた者又は他の原子炉施設で運転班長としての実務経験が1年間を超え、HTTRでの運転要員としての実務経験が3月間を超えた者とする。

7 HTTR運転管理課長は、非常事態対応を行う要員として、次表に定める人数を原子炉施設に配置する。なお、これらの要員には、第2項で定める監視要員又は運転要員を含めることができる。

<u>期間</u>	<u>対応要員</u>
<u>第1項第4号に定める期間</u>	<u>4名以上</u>
<u>使用済燃料貯蔵プールに燃料体を貯蔵している期間</u>	<u>2名以上</u>

8 H T T R 運転管理課長は、前項の要員には非常事態対応を行える力量を有する者を確保する

第4条～第15条（(変更なし)

(火災発生時の体制の整備)

第15条の2 H T T R 運転管理課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。

- (1) 火災発生時における消防機関への通報に関すること。
- (2) 火災発生時における消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。
- (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。
- (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること。
- (5) 火災発生時における原子炉施設の保全のために必要な資機材の配備に関すること。
- (6) 原子炉施設における可燃物の適切な管理に関すること。

2 H T T R 運転管理課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。また、手順には火災発生時に原子炉施設の必要な機能を維持するために行う次の対応を含める。

- (1) 火災警報発報時の初期消火活動
- (2) 蓄電池から発生する水素ガスの蓄積防止

3 H T T R 運転管理課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

(内部溢水発生時の体制の整備)

第15条の3 H T T R 運転管理課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。

- (1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。
- (2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること。

(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のために必要な資機材の配備に関すること。

2 H T T R 運転管理課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。また、手順には内部溢水発生時に原子炉施設の必要な機能を維持するために行う次の対応を含める。

(1) 漏えい検知器警報の発報時の対応

(2) 地震発生時に溢水が発生した場合の抑制対策

3 H T T R 運転管理課長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

(自然災害発生時等の体制の整備)

第 1 5 条の 4 H T T R 運転管理課長は、原子炉施設内において自然災害（「地震、火山及び竜巻」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。

(1) 自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。

(2) 自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること。

(3) 自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な資機材（照明器具、通信機器を含む。）の配備に関すること。

2 H T T R 運転管理課長は、前項の計画に基づき、自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。また、手順には自然災害発生時に原子炉施設の必要な機能を維持するために行う次の対応を含める。

(1) 竜巻発生時における原子炉の停止及び建家防護のために行う車両の退避その他の必要な措置

(2) 火山発生時における原子炉の停止及び建家防護のために行う降下火砕物の除去作業その他の必要な措置

(3) 自然災害発生時における非常用電源が喪失した場合における可搬型計器、可搬型発電機等を用いた原子炉施設の監視並びに必要な照明及び通信連絡の確保

3 H T T R 運転管理課長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

(多量の放射性物質等を放出する事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)

第 1 5 条の 5 H T T R 運転管理課長は、原子炉施設内において多量の放射性物質等を放出する事故及び大規模な自然災害が発生した場合（以下「多量の放射性物質等の放出事故等発生時」という。以下、本条において同じ。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。

(1) 多量の放射性物質等の放出事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。

(2) 多量の放射性物質等の放出事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対

する教育訓練を年1回以上実施すること。

(3) 多量の放射性物質等の放出事故等発生時における原子炉施設の保全のために必要な資機材（照明器具、通信機器を含む。）の配備に関すること。

2 前項の訓練は、第1編第24条第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。

3 H T T R運転管理課長は、第1項の計画に基づき、多量の放射性物質等の放出事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び以下の手順を整備する。また、手順には多量の放射性物質等の放出事故等発生時に原子炉施設の必要な機能を維持するために行う次の対応を含める。

(1) 可搬型計器、可搬型発電機等を用いた原子炉施設の監視に関する措置

(2) 制御棒による原子炉停止機能喪失時の措置

(3) 使用済燃料貯蔵設備使用済燃料貯蔵プールの水位の維持に関する措置

(4) 原子炉建家から放出される放射性物質の影響緩和措置

(5) 使用済燃料貯蔵建家の瓦礫撤去に関する措置

4 H T T R運転管理課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

第2章 運転管理

第1節 運転上の制限

第16条～17条（変更なし）

第2節 炉心構成上の遵守事項

第18条～19条（変更なし）

第3節 運転上の条件

第20条～29条（変更なし）

第4節 運転

第30条～34条（変更なし）

第3章 保守管理

第35条～39条（変更なし）

(器材及び資機材の管理)

第39条の2 H T T R運転管理課長は、別表第15の2に掲げる器材及び資機材について、その機能

を正常に維持するよう管理する。ただし、故障が認められた場合は修理又は代替品を補充する。

(防火帯等の管理)

第39条の3 H T T R運転管理課長は、森林火災が発生した場合に原子炉建家等の防護対象への延焼を防止するため、別図第3に示す防火帯等を維持管理する。

第4章 燃料棒及び燃料体の管理

第40条～第43条（変更なし）

(燃料体の貯蔵)

第44条 H T T R技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、別表第20に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。

2 H T T R技術課長は、使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵セルに使用済燃料を貯蔵する場合は、原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備で2年以上冷却された使用済燃料を貯蔵し、かつ、1つの貯蔵ラックには、冷却期間が同一の使用済燃料体は5体を超えて貯蔵してはならない。なお、使用済燃料貯蔵建家における使用済燃料体の貯蔵に係る保安のために講ずべき措置については、使用済燃料体を使用済燃料貯蔵建家内に貯蔵する前までに定める。

3 H T T R技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項並びに別表第20に掲げる貯蔵場所ごとに貯蔵制限量を掲示する。

4 H T T R技術課長は、燃料体の貯蔵に従事する者以外の者が、別表第20の燃料体の貯蔵施設で作業する場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。ただし、燃料体が貯蔵されていない場合は、この限りでない。

第45条～第50条（変更なし）

第5章 異常時の措置

第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置

第51条～第58条（変更なし）

第3節 点検等において異常を認めた場合の措置

第59条（変更なし）

(有毒ガス発生時の措置)

第59条の2 原子炉運転班長は、原子炉の運転中、敷地周辺で危険物を搭載した車両の事故等により有毒ガスが発生し、中央制御室の活動性に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、中央制御室の活動性を

確保するための措置を講じるとともに、H T T R運転管理課長に通報する。

2 H T T R運転管理課長は、前項の通報を受けた場合は、その原因、状況及びとられた措置の内容を確認し、有毒ガスにより原子炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、原子炉を停止する。

3 H T T R運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。

4 H T T R運転管理課長は、第2項の措置を行った場合は、第51条第4項の措置を講ずる。

5 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、第51条第5項の措置を講ずる。

6 高温工学試験研究炉部長は、第4項の通報を受けた場合は、第51条第6項の措置を講ずる。

(運転中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)

第60条 原子炉運転班長は、第33条の運転中の巡視並びに第65条の地震・火災発止時の措置の結果、異常を認めた場合は、ただちにその原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、H T T R運転管理課長に通報する。

2 H T T R運転管理課長は、第2編第39条第1項の定めにより放射線管理第2課長から点検の結果、故障を認めた旨の通知を受けた場合は、ただちにその原因及び状況を確認し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、原子炉運転班長に通報する。

3 原子炉運転班長は、第1項の状況が緊急性を要する場合においては、手動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。

4 原子炉運転班長は、第3項又は前項の措置を行った場合は、H T T R運転管理課長に通報するとともに、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。

5 H T T R運転管理課長は、第1項の通報並びに第2項、第1編第25条の2第4項及び第2編第39条第2項の通知を受けた場合は、その原因、状況及びとられた措置の内容を確認し、その異常が原子炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、原子炉を停止する。

6 H T T R運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。

7 H T T R運転管理課長は、第4項の通報を受けた場合又は第5項の措置を行った場合は、第51条第4項の措置を講ずる。

8 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、第51条第5項の措置を講ずる。

9 高温工学試験研究炉部長は、第7項の通報を受けた場合は、第51条第6項の措置を講ずる。

(原子炉停止中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)

第61条 H T T R運転管理課長は、次の各号に掲げる事項の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずる。

- (1) 第30条の運転開始前の措置
- (2) 第34条の運転停止後の措置

- (3) 第35条の施設定期自主検査
 - (4) 第39条の原子炉停止中の巡視及び点検
 - (5) 第65条の地震・火災等発生時の措置
- 2 H T T R 運転管理課長は、第2編第39条第1項の定めにより放射線管理第2課長から点検の結果、故障を認めた旨の通知を受けた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。
- 3 H T T R 運転管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、第1編第25条の2第4項及び第2編第39条第2項の通知を受けた場合、その異常がH T T R の運転工程に支障を及ぼすと認めた場合は、高温工学試験研究炉部長、原子炉主任技術者、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通報する。
- 4 高温工学試験研究炉部長は、前項の通報を受けた場合は、その状況を確認し、必要がある場合は、あらたな措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に通報する。
- 5 高温工学試験研究炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。

第4節 燃料棒又は燃料体に異常を認めた場合の措置

第62条～第64条 (変更なし)

第5節 地震・火災発生時の措置

(地震・火災発生時の措置)

第65条 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じる。

(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、原子炉施設の火災の発生の有無を確認するとともに、それぞれが次表の区分に応じて施設を点検し、異常がないことを確認する。

(2) 原子炉施設の火災発生時は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、それぞれが次表の区分に応じて施設を点検し、異常がないことを確認する。

放射線管理第2課長	別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備
H T T R 技術課長	新燃料組立検査室(組立作業期間中のみ。)
H T T R 運転管理課長	本体施設等

- 2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をH T T R 運転管理課長に通報する。
- 3 H T T R 運転管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。
- 4 H T T R 技術課長は、第1項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びH T T R 運転管理課長に通報する。

第5節の2 竜巻及び火山に係る措置

(竜巻が発生した場合の措置)

第65条の2 H T T R運転管理課長は、大洗研究所内に竜巻が襲来するおそれがある場合、竜巻による自動車の飛来によって原子炉建家等が損傷することを防止するため、原子炉建家等に影響を及ぼさない範囲への車両の移動を指示する。ただし、第34条に定める運転停止後の措置が完了し、かつ、使用済燃料体が貯蔵されていない場合は、この限りでない。

2 H T T R運転管理課長は、竜巻により原子炉建家等に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉の運転中であっては、手動スクラムにより原子炉を停止する。

3 H T T R運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。

4 H T T R運転管理課長は、第2項の措置を行った場合は、第51条第4項の措置を講ずる。

5 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、第51条第5項の措置を講ずる。

6 高温工学試験研究炉部長は、第4項の通報を受けた場合は、第51条第6項の措置を講ずる。

5 H T T R運転管理課長、H T T R技術課長及び放射線管理第2課長は、竜巻が通過した後は、それぞれが前条に規定する表の区分に応じて施設を点検し、異常がないことを確認する。

6 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をH T T R運転管理課長に通報する。

7 H T T R運転管理課長は、第5項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。

8 H T T R技術課長は、第5項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びH T T R運転管理課長に通報する。

(火山事象が発生した場合の措置)

第65条の3 H T T R運転管理課長は、降下火砕物により原子炉建家等に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉の運転中であっては、手動スクラムにより原子炉を停止する。

2 H T T R運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。

3 H T T R運転管理課長は、第2項の措置を行った場合は、第51条第4項の措置を講ずる。

4 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、第51条第5項の措置を講ずる。

5 高温工学試験研究炉部長は、第4項の通報を受けた場合は、第51条第6項の措置を講ずる。

6 H T T R運転管理課長は、第1項の降下火砕物によって、原子炉建家等に重大な損傷を及ぼすおそれがあると認めた場合は、降下火砕物の除去を行う。

7 H T T R運転管理課長、H T T R技術課長及び放射線管理第2課長は、降灰のおそれがなくなった場合は、それぞれが第65条に規定する表の区分に応じて施設を点検し、異常がないことを確認する。

8 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をH T T R運転管理課長に通報する。

9 H T T R運転管理課長は、第5項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。

10 H T T R技術課長は、第5項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びH T T R運転管理課長に通報する。

(全交流動力電源が喪失した場合の措置)

第65条の4 原子炉運転班長は、原子炉の運転中又は使用済燃料の貯蔵中に商用電源が喪失し、さらに非常用発電機による給電も期待できない場合は、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、HTTR運転管理課長に通報する。

(1) 蓄電池枯渇後に備えた代替手段による原子炉の必要な監視を継続するための措置

(2) 必要な照明及び通信連絡を確保するための措置

2 HTTR運転管理課長は、前項の通報を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長、原子炉主任技術者及び放射線管理第2課長に通報する。

3 高温工学試験研究炉部長は、前項の通報を受けた場合は、所長及び高温ガス炉センター長に通報する。

第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止の措置)

第66条 HTTR運転管理課長は、別表第25に掲げる多量の放射線物質等を放出する事故が発生した場合は、当該事故の拡大を防止するため、第15条の5で整備する手順に従い措置を講ずる。

(非常事態に発展するおそれのある場合の措置)

第66条の2 HTTR運転管理課長は、前条及び第1節から第5節の2までの定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に発展するおそれがあると認めた場合は、第1編第26条第2項の定めにより措置を講ずる。

第6章 放射線管理

第67条～第69条 (変更なし)

別表第1～別表第15 (変更なし)

別表第15の2 器材及び資機材（第39条の2関係）

分類	項目		数量	
安全避難通路等	誘導標識		1式	
	避難用照明	非常用照明	蓄電池内蔵の照明	174台
			直流非常灯	142台
		誘導灯	116台	
	設計基準事故が発生した場合に用いる照明	交流非常灯（保安灯）		222台
		蓄電池内蔵の照明		14台
		携帯用照明等	携帯用照明	11本
			可搬型の作業用照明	2台
可搬型発電機	1台			
通信連絡設備等	敷地内の通信連絡設備	非常用放送設備（HTTR）	主装置 1式	
		送受話器（ペーキング）	スピーカー 176台	
		主装置	1式	
			端末	147台
	大洗研究所内通信連絡設備（付属建家内）	固定電話（一般電話回線）		1台
		携帯電話（災害時優先回線）		1台
		ファクシミリ（一般電話回線）		1台
降下火砕物除去等の作業用資機材	スコップ		1式	
	保護めがね			
	防塵マスク			
全交流動力電源喪失時の対応資機材	可搬型計器 *1	ディストリビュータ	2台 (1台×2式)	
		記録計	2台 (1台×2式)	
		キャリブレータ	2台 (1台×2式)	
	可搬型発電機 *2,4	温度・圧力監視用	2基 (1基×2式)	
多量の放射性物質等を放出する事故時の対応資機材	可搬型計器 *1	ディストリビュータ *3	4台 (2台×2式)	
		記録計 *3	2台 (1台×2式)	
		キャリブレータ *3	2台 (1台×2式)	
	可搬型発電機 *2,4	温度・圧力・中性子束監視用 *3	2基	

			<u>(1基×2式)</u>
		<u>中性子束監視用</u>	<u>2基</u> <u>(1基×2式)</u>
		<u>後備停止系駆動装置用</u>	<u>2基</u> <u>(1基×2式)</u>
	<u>使用済燃料貯蔵プール注水資機材</u>	<u>緊急注水用ホース</u>	<u>1式</u>
	<u>防護機材</u>	<u>チャコールフィルタ付全面マスク</u>	<u>1式</u>
		<u>防護服</u>	<u>1式</u>
	<u>建家目張り用資機材</u>	<u>目張用テープ</u>	<u>1式</u>
	<u>瓦礫撤去用工具*2</u>	<u>ハンマー、ツルハシ、シャベル</u>	<u>2式</u>

*1：ディストリビュータ及び記録計には、信号ケーブルを含む。また、原子炉建家内の2箇所に各1式を分散して保管する。

*2：可搬型発電機には、電源ケーブル及び排気用ダクトを含む。また、可搬型発電機及び瓦礫撤去用具は機械棟及びHTTR建設管理棟西側倉庫の2箇所に各1式保管する。

*3：可搬型計器（ディストリビュータ2台、記録計2台及びキャリブレータ2台）及び可搬型発電機（温度・圧力・中性子束監視用2基）は、全交流動力電源喪失時の対応資機材の可搬型計器及び可搬型発電機（温度・圧力監視用）と兼用する。

*4：可搬型発電機の燃料は7日間供給できる量を保管する。

別表18～別表19（変更なし）

別表第20 貯蔵施設における燃料体の貯蔵制限量（第44条関係）

区分	貯蔵施設		種類及び制限量	
	貯蔵場所	貯蔵設備	種類	制限量
未使用燃料体	貯蔵セル	貯蔵ラック	低濃縮二酸化ウラン	244体
使用済燃料体	貯蔵プール（原子炉建家内）	貯蔵ラック	低濃縮二酸化ウラン	315体
<u>使用済燃料体</u>	<u>貯蔵セル（使用済燃料貯蔵建家内）</u>	<u>貯蔵ラック</u>	<u>低濃縮二酸化ウラン</u>	<u>300体</u>

別表21～別表24（変更なし）

別表第 26 多量の放射性物質等の放出する事故及び判断基準（第 6 6 条関係）

発生事象	判断基準
<p><u>1次冷却設備二重管破断に原子炉停止機能の喪失が重畳した場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原子炉運転中に「C/V 圧力高 C/V 隔離」警報が発報</u> ・ <u>制御棒16対のうち3対以上の下限位置が確認できない</u> ・ <u>広領域中性子束3chのうち2ch が15000cps未満</u>
<p><u>1次冷却設備二重管破断に炉心冷却機能の喪失が重畳した場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原子炉運転中に「C/V 圧力高 C/V 隔離」警報が発報</u> ・ <u>炉容器冷却設備による炉心冷却機能が喪失</u>
<p><u>1次冷却設備二重管破断に原子炉格納容器の閉じ込め機能の喪失が重畳した場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原子炉運転中に「C/V 圧力高 C/V 隔離」警報が発報</u> ・ <u>原子炉格納容器内圧力(3 ch のうち2 ch)が静定圧力である150kPaを下回り、さらに下降傾向。</u> ・ <u>「原子炉格納容器内放射能高」警報及び「サービスエリア放射能高」警報が発報した場合において、非常用空気浄化設備が作動しない。</u>
<p><u>プール水冷却浄化設備の冷却機能が喪失した場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>プール水冷却浄化設備による強制冷却機能が喪失した場合において、以下のいずれかの状態となった場合</u> ・ <u>14日以内に強制冷却機能を復旧できない。</u> ・ <u>貯蔵プールの水位が、通常水位から-100cm未満又は水位を確認できない場合であって24時間以内に復旧できない。</u>
<p><u>使用済燃料貯蔵建家使用済燃料貯蔵セルの冷却がない場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>使用済燃料貯蔵建家の屋根及び壁のコンクリート片等の堆積によって、空気との自然対流熱伝達による使用済燃料貯蔵ラックの冷却がない。</u> ・ <u>換気空調設備等による強制冷却機能が喪失し、1カ月以内に復旧できない。</u>

別図第1～別図第2（省略）

別図第3 防火帯の設置図

